

無線電気通信機器R&TTE指令 (指令1999/05/EC)に基づくEU市場監視



内容

- 緒言
- 新たな法的枠組み
- 中継装置を対象とした第6回キャンペーンの報告
- 今後のキャンペーン
- その他の課題



緒言

- ADCO-R&TTEグループはR&TTEDのもと管理面での協力を行うグループである
- メンバーは市場監視当局(MSA)、欧州委員会そしてECOから広く募ら れている
- ADCO-R&TTEグループは:
 - MSA間の情報交換
 - 市場監視分野におけるベストプラクティス
 - 市場監視に対する調和の取れた共通の取り組みを奨励する
- 他の関連機関と連携(TCAM, ECO, R&TTECA, EMC ADCO, ETSI, …)
- 年間に本会議を3回開催



新たな法的枠組み(NLF)

- 新たな法的枠組み(2008年に採択)により製品の域内市場が改善する
- 市場監視に関する規定も含まれている一特に規則(EC 765/2008)
- 市場監視により以下のことが確保される必要がある:
 - 適合製品のみが市場に出荷されること、そして消費者や作業者が危険にさらさない、あるいは他の公共の利益が損なわれることがないこと
 - 市場参入者間に公平な競争がもたらされること



規則(EC) 765/2008

- 本規則は、製品の市販に関連した市場監視に関する要求事項を規定する
 - EU加盟国に対して、市場監視を実施し危険品または不適合品の市販を 禁止あるいは制限することを明確に義務付けている
 - 市場監視当局に対して以下の権限を付与している。すなわち、製品の適合性を評価するのに必要なあらゆる文書を製造者に提出させること、製造者の施設において立ち入り検査を行い試験用サンプルを採集することおよび極端なケースでは製品を破壊すること
 - 国家的および国際的レベルでの協力をおこなう義務をEU加盟国が負うことも明記している





携帯電話中継装置に対する第6回 クロスボーダーR&TTE市場監視 キャンペーン (2014)



背景

数カ国において、個人使用の携帯電話中継器が携帯電話ネットワークに干渉する事案が生じている

その主な理由は:

- 設置上もしくはチューニング上の誤り、またはその両方
- ●R&TTEDに対する不適合
 - 技術的なもの
 - ユーザーに提供する情報の不足、紛らわしさあるいは不完全性



キャンペーンの目的

- 市場で入手可能な、個人が利用できる携帯電話中継装置を対象として、
 - 具体的要件(参考=適用となるハーモナイズドスタンダード)に対してどの程度適合しているかを見極める
 - 現時点で適用されるハーモナイズドスタンダードを完結させるべきかどうかの議論に対する基盤を提供する
- 不適合品に対して適切な措置を取る
- 結果次第で、さらなる行動を提起する
- MSA間の協力および情報交換を強化する





キャンペーンの実施

- タイミング
 - 2014年1月ーキャンペーンが正式にスタート
 - 1~6月-MSAによる活動
 - 第48回ADCO-R&TTE会議で報告書を採択
 - 11月 TCAM-WGに報告書を提出
- 14のMSAがキャンペーンに参加
- 以下に対して評価を実施:
 - 製品47台を検査
 - 管理面:42台
 - 技術面:41台



フィンランドによる追加的試験の方法

- フィンランド通信規制庁(FICORA)は、中継装置が発振により干渉を 引き起こす可能性を評価する目的で追加的試験を実施した
- 試験は遮蔽された室内で行われた
- 試験結果によれば、適合品であっても一定の条件下で発振を始める 可能性があることが判明
 - 発振出力の測定結果は最高で20dBm
 - 携帯電話ネットワークへの影響は最大19km離れた地点で観測できた



結論(1)

評価対象となった中継装置

- 83%が極東諸国で製造されたもの
- 86%がブロードバンド
- 83%が900MHz周波数帯で信号を増幅
- 大半がインターネット経由で市販
- 検査対象項目に対して適合度が低すぎる
 - 総数:31台中2台
 - 管理面:10台中1台
 - 技術面:4台中1台 (主として相互変調減衰と帯域外ゲイン)



結論(2)

- 有害な干渉を防止するための高度な機能(自動ゲイン制御や発振防止回路など)を備えた携帯電話中継装置はそうでないものに比べて適合率が高かった
- 選択中継装置のほうがブロードバンド中継装置より高い適合率を示した(周 波数選択中継装置5台が100%適合したのに対して、ブロードバンド中継装 置31台の適合率は16%)



結論(3)

■ ユーザーに対する警告が不十分(設置、メンテナンス、使用に関して)

- 取扱説明書に発振のリスクに関する情報があるもの:3台に2台
- 発振防止の方法を説明した取扱説明書:2部に1部
- 当局の許可が必要なことを説明しているもの:2台に1台



結論(4)

- 製造者が不適合品にCEマークを付けているケースが多い
- 携帯電話中継装置に関する現行のハーモナイズドスタンダードは、消費者 自身が設置するタイプのマス市場用携帯電話中継装置にはそぐわない
- 遮蔽性能・電波吸収性能を高めた建造物が増加しスマートフォンの人気が さらに高まることから、今後中継装置の需要が高まる可能性がある



提言(1)

- MSAは問題ある製品のチェックを引き続き実施し、不適合品を市場から閉め 出すよう適切な措置を取る
- MSAと税関間の協力を強化し、不適合品を水際で食い止める
- 規制当局はエンドユーザーによる携帯電話中継装置の使用に関する現 行の規制を見直す
- 中継装置による干渉問題について消費者を啓蒙すべきである



提言(2)

- マス市場向け携帯電話中継装置を対象とする、有害干渉防止に関する具体的側面をカバーした新たなハーモナイズドスタンダードをETSIは策定すべきである
- 干渉管理および市場監視当局間の国家レベルでの協力を強化し、不適合 製品を素早く発見し市場から駆逐するべきである



キャンペーン関連情報

- •First Joint Cross BorderR&TTE Market Surveillance Campaignon compliancewiththeadministrative requirementsoftheR&TTE Directive(performedin 2002-2003)
- •Second Joint Cross BorderR&TTE Market Surveillance Campaignon Short Range Devices (performedin 2005-2006)
- •Third Joint Cross BorderR&TTE Market Surveillance Campaignon Private Mobile Radio (PMR) and 2.4 GHz products(performedin 2008-2009)
- •FourthJoint Cross BorderR&TTE Market Surveillance Campaignon lowpower FM transmitter(performedin 2009)
- •Bilateral campaigntoassesstheconformityof39 Tablet PC conductedbyThe Market Surveillance Authorities(MSA) ofGermany (Bundesnetzagentur) and theNetherlands(AgentschapTelecom) (performedin March-July2012).
- •FifthJoint Cross BorderR&TTE Market Surveillance Campaignon WLAN 5 GHz (performedin 2013)
- •Report on the Sixth Joint Cross Border R&TTE Market Surveillance Campaignon mobile phonerepeaters (performed in 2014





今後のキャンペーン



第7回クロスボーダー市場監視キャンペーン

- 第6回クロスボーダー市場監視キャンペーンが完了したので、ADCO-R&TTEは新たなキャンペーンを実施することで合意
- キャンペーンの目標

遠隔操縦航空機システム(RPAS)

- 第7回キャンペーンはEUによる財政援助の対象とすべく提起されたが、運営業務上の理由(交付金の補充とキャンペーン管理、特に出納局の役割)によりADCO-R&TTEは参加しない予定
- 第7回キャンペーンは1月に開始し、11月にはTCAM-WGに対して結果が報告される予定



今後考えられるキャンペーン

- ► FMマリタイム・フォーラム・グループ(ECC)はAIS-SART機器に関する キャンペーンを提起中
- かかる機器は基本的に船舶機器指令のもとに市場に投入されている
- AIS-SART機器は現在R&TTE指令に沿っても市販されている
- ► FMマリタイム・フォーラム・グループはこれらの機器における適合性に ついて疑わしいところがあると表明
- 本件は現在問題をより明確にすべく検討中





その他の課題



ADCO-R&TTRは現在以下についても取り組んでいる

- 妨害器
- 無線およびEMCの分野におけるリスク評価
- 税関との協力
- Eコマースとフルフィルメントセンター
- 米国及びカナダとの協力









コンタクト先

Lucio Cocciantelli

ADCO R&TTE Chairman

Head of section

Federal Department of the Environment,

Transport, Energy and Communication DETEC

Federal Office of Communications OFCOM

Section Market access and conformity

Zukunftstrasse 44, CH 2501 Biel

Phone +41 58 460 55 59 (direct)

Fax +41 58 460 55 55